

放流先のない場合の認定処理装置一覧

最終更新：令和元年12月11日

(令和5年2月 備考(3) 追記)

認定取得者・電話	認定した処理装置の名称	認定番号・認定日
毛管浄化システム(株) 03-5995-2849	土壌式毛管浸潤装置	一般 第1号 昭和62年 1月28日
(株)東洋技研 048-865-0133	東洋式R剤土壌三次処理蒸発拡散装置	一般 第2号 昭和62年 1月28日
(株)たつみ産業 043-445-3000	たつみ蒸発拡散装置	一般 第5号 昭和62年 1月28日
大成工業(株) 0859-32-1137	タフガード	千葉県建指令 第5号 平成 6年 4月21日
(株)SRS-DB 0296-77-5801	SRS-CV21-EPS	千葉県建指令 第21号 平成16年11月15日
(有)菅澤設備工業 0479-75-1802	メックスクリーンシステム	千葉県建指令 第22号 平成16年11月15日
(株)佐藤設備 043-291-0263	サトー式アクア・パーティクルシステム	千葉県建指令 第23号 平成16年11月15日

<備考>

- (1) 県では昭和60年10月1日施行の千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づき、蒸発拡散装置について、知事による認定を行ってきた。今後は県として新たな認定を行う予定はないが、認定済みの蒸発拡散装置の認定の効力は存続する。
- (2) 現在は「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」において、蒸発拡散装置の要件は、公的試験機関研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県又は保健所設置市に限る。）による構造認定を得たものを要件としている。
- (3) 千葉県認定を過去に受けた蒸発拡散装置の設置にあたっては、昭和60年10月1日施行の千葉県浄化槽取扱指導要綱を基にして、各装置ごとに設置条件を定めている。この設置条件は認定取得時点（又は変更届受理時点）のものとなるため、設置にあたっては各認定取得者に認定取得時点等の設置条件を確認のこと。